

令和8年度

第5回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和8年8月3日

湯沢市農業委員会

第5回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和8年8月3日（月）午後3時00分

場所 湯沢グランドホテル

開会 午後3時00分

閉会 午後4時01分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	宮原 正明	11番	水戸 義昭
2番	杳澤 弥	12番	佐々木 昇
3番	麻生 良子	13番	加藤 艶子
4番	後藤 長務	14番	佐藤 昇
5番	大沼 功太郎	15番	加藤 エリ子
6番	高橋 郁夫	16番	川崎 秀悦
7番	佐藤 栄子	17番	高橋 一寿
8番	由利 幸悦	18番	高橋 敬悦（会長職務代理者）
9番	高橋 則男	19番	高橋 伸太郎（会長）
10番	福嶋 富子		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席
(午後3時00分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	新山 栄泰
班 長	高橋 和彦
主 幹	柴田 麻紀
主 事	西舘 一輝

5) 会議の提出案件

第1 開会

第2 市長あいさつ

第3 臨時議長選出

第4 委員の自己紹介

第5 会議成立の確認

第6 仮議席の指定

第7 会長の互選

第8 議長交代

第9 会長あいさつ

第10 会長職務代理者の互選

第11 会長職務代理者あいさつ

第12 本議席の決定

第13 議事録署名委員の選任

第14 会期決定

第15 議案審議

議案第20号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
(委嘱状交付式)

議案第21号 運営委員会委員の選任について

議案第22号 農地対策専門委員会委員の選任について

議案第23号 農業者年金加入推進部長の選任について

議案第24号 専門委員会委員の選任について

議案第25号 秋田県農業会議普通会员の承認について

第16 閉会

新山事務局長	議 事 それでは、ただ今から、湯沢市農業委員会総会を開催いたします。 初の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づきまして、市長が招集しておりますので、招集権者であります湯沢市長がご挨拶申し上げます。
市 長	(あいさつ)
新山事務局長	ありがとうございました。ここで、事務局職員の紹介を行います。 (事務局職員の紹介)
新山事務局長	それでは、会議日程に従い進めさせていただきます。 会議日程第3「臨時議長選出」についてであります。 議長につきましては、湯沢市農業委員会会議規則第4条において、会長は会議の議長となると規定されています。会議の議長となる会長が決まるまでの間、議長の職務を行う者を臨時に選任したいと思います。 議長の職務を行う者がいないときは、年長の者が臨時に議長の職務を行うという地方自治法第107条の規定に準じまして、市長に臨時議長を選任していただきます。
市 長	本日の総会の出席委員中、稲川地域の 加藤 エリ子 委員が最年長者でありますので、臨時議長に選任いたします。
新山事務局長	加藤 エリ子 委員が、臨時議長として選任されました。議長が正式に決まるまで、進行よろしく願いいたします。 なお、佐藤市長は、次の公務のため、ここで退席させていただきますので、ご了承願います。 (市長退席)
新山事務局長	それでは、加藤 エリ子 委員は、議長席にお座りください。 (加藤 エリ子 委員、議長席へ着席)
臨時議長	ただ今、臨時議長に選任されました 稲川地域の 加藤 エリ子 でございます。私が最年長者ということで、臨時議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、会議日程に従い進めていきます。第4の「委員の自己紹介」です。仮議席1番の方から順次、地域名と氏名を紹介願います。

臨時議長	(各委員が自己紹介) ありがとうございました。次に、第5の「会議成立の確認」となります。委員定数19名中、出席委員19名、湯沢市農業委員会会議規則第6条に規定する定足数に達していますので、会議が成立いたします。 続きまして、第6の「仮議席の指定」ですが、湯沢市農業委員会会議規則第6条で、「あらかじめくじで決める」とあります。本日受付で引いていただいたくじの番号に着席していただいておりますので、仮議席は今ご着席の議席と指定いたします。 それでは、会議日程第7「会長の互選」のため、暫時休憩します。 (午後3時3分)
臨時議長	それでは、ただ今から会長の互選会を行います。(午後3時5分) 湯沢市農業委員会互選規程第6条の規定により、互選に関する事務を管理させるため、職員のうちから互選管理人1人を定めることになっていることから、当席から指名してもよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
臨時議長	ご異議ないようですので、互選管理人に 新山 栄泰 事務局長を選任いたします。これ以降の互選会の進行は、互選管理人にお願いいたします。
互選管理人 (新山事務局長)	それでは、互選管理人を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。はじめに、互選の方法についてご説明いたします。 なお、農業委員会互選規程については、別綴り資料として配布しております、関係規則の①をご参照願います。 互選は、互選規程第7条及び第10条のとおり、投票による方法と出席委員に異議がない場合の指名推薦による方法の、2つの方法があります。 なお、指名推薦による場合に、被指名者が複数になったとき、あるいは、被指名者に対して全員の同意がないときには、投票による方法となります。 それでは、お諮りいたします。会長の互選は、どのような方法によることといたしますか。 (指名推薦の声あり)
互選管理人 (新山事務局長)	ただ今、指名推薦の声がありましたが、指名推薦による方法で互選することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

互選管理人 (新山事務局長)	ご異議ないものと認め、会長の互選は、指名推薦の方法により行うことに決定いたします。 推薦する方がおりましたら、ご発言願います。
互選管理人 (新山事務局長)	(6 番 高橋 郁夫、委員挙手)
6 番	6 番 高橋 郁夫 委員 高橋 伸太郎 委員を会長に推薦します。
互選管理人 (新山事務局長)	ただ今、6 番 高橋 郁夫 委員から、高橋 伸太郎 委員を指名推薦する発言がありました。他にありませんか。 (なしの声あり)
互選管理人 (新山事務局長)	他に推薦される方はないものと認めます。 それでは、お諮りいたします。高橋 伸太郎 委員を当選人と決定することに同意する委員のご起立をお願いいたします。 〈全員起立〉
互選管理人 (新山事務局長)	全員起立でありましたので、会長には 高橋 伸太郎 委員を当選人と決定いたします。高橋 伸太郎 委員は、会長就任の承諾書へ署名をお願いいたします。 (会長 署名)
互選管理人 (新山事務局長)	これをもちまして、会長の互選会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。
臨時議長	会議を再開いたします。(午後 3 時 7 分) ただ今、会長に 高橋 伸太郎 委員が選出されましたので、議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。
新山事務局長	加藤 エリ子 委員には臨時議長の大役、誠にありがとうございました。 それでは、高橋 伸太郎 会長から就任のご挨拶をいただきたいと存じます。 (新会長あいさつ)

議 長	それでは、会議日程に従い進めてまいりますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。 会議日程第10「会長職務代理者の互選」のため、暫時休憩します。 (午後 3 時13分) 会議を再開します。(午後 3 時15分)
議 長	それでは、ただ今から会長職務代理者の互選会を行います。 会長の互選会同様に互選管理人を定めることとなりますが、当席から指名してもよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議ないようですので、互選管理人に 新山 栄泰 事務局長を選任いたします。これ以降の互選会の進行は、互選管理人をお願いいたします。
互選管理人 (新山事務局長)	それでは、会長の互選会同様、会長職務代理者の互選管理人を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 互選につきましては、会長の互選でご説明いたしましたとおり、投票と指名推薦の2つの方法があります。 お諮りいたします。会長職務代理者の互選はどのような方法によることといたしますか。 (指名推薦の声あり)
互選管理人 (新山事務局長)	ただ今、指名推薦の声がありました。指名推薦による方法で互選することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
互選管理人 (新山事務局長)	ご異議ないものと認め、会長職務代理者の互選は、指名推薦の方法により行うことに決定いたします。 推薦する方がおりましたら、ご発言願います。
互選管理人 (新山事務局長) 6 番	(6 番 高橋 郁夫、委員挙手) 6 番 高橋 郁夫 委員 高橋 敬悦 委員を会長職務代理者に推薦します。

互選管理人 (新山事務局長)	ただ今、高橋 郁夫 委員から、高橋 敬悦 委員を指名推薦する発言がありました。他にありませんか。 (なしの声あり)
互選管理人 (新山事務局長)	他に推薦される方はないものと認めます。 お諮りいたします。高橋 敬悦 委員を当選人と決定することに同意する委員のご起立をお願いいたします。 〈全員起立〉
互選管理人 (新山事務局長)	全員起立でありましたので、会長職務代理者に 高橋 敬悦 委員を当選人と決定いたします。高橋 敬悦 委員は、会長職務代理者就任の承諾書への署名をお願いいたします。 (会長職務代理者 署名)
互選管理人 (新山事務局長)	これをもちまして、会長職務代理者の互選会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。
議 長	会議を再開いたします。(午後 3 時15分) ただ今、会長職務代理者として選出されました 高橋 敬悦 委員から、その場でご挨拶をお願いいたします。 (会長職務代理者あいさつ)
議 長	ありがとうございました。 それでは、次に、会議日程第12「本議席の決定」について、お諮りいたします。 農業委員会会議規則第 7 条により、議席はあらかじめ「くじ」で定めることが規定されています。 総会前に受付で引いた番号により、着席されているただ今の仮議席番号を本議席とすることとし、また、慣例により19番を会長、18番を会長職務代理者の議席とすることにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議ないものと認め、ただ今、着席されております仮議席をもって本議席とします。 それでは、私の議席は19番でしたので、そのままとして、会長職務代理者

議 長	の議席である15番と18番 加藤 エリ子 委員の議席を交代させていただきます。 議席を交代するため、暫時休憩します。 (午後3時17分) (議席の交代) 会議を再開します。 (午後3時18分) 次に、農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員の選任を行います。当席から指名することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしの声がありますので、当席から指名いたします。 1番 宮原 正明 委員 と2番 沓澤 弥 委員 の両名にお願いいたします。 次に会期の決定を行います。会期は本日一日限りとすることにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議がありませんので、会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは、議案審議に入ります。議案第20号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
議 長	(新山事務局長、挙手) 新山事務局長
新山事務局長	議案第20号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、湯沢市農業委員会農地利用最適化推進委員を委嘱することについて同意を要する。令和8年8月3日提出。 議案書3ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員につきまして、法に基づき候補者の募集を行ったところ、1人の推薦と17人の応募があり、候補者選考会議の議を経て、名簿に記載されました18名を提案するものであります。なお、委嘱日は、令和8年8月1日付けとなります。 よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
議 長	ただいま提案されました18名の方々を農地利用最適化推進委員に委嘱することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	ご異議ないものと認め、議案第20号について原案のとおり決定いたします。 農地利用最適化推進委員委嘱状交付式の準備のため、暫時休憩します。 (午後 3 時20分)
議 長	会議を再開します。(午後 3 時25分)
新山事務局長	ただいまから、湯沢市農地利用最適化推進委員への委嘱状の交付を行います。農地利用最適化推進委員につきましては、任期満了により推進委員の募集を行い、推薦または応募いただきました皆様について、候補者選考会議の議を経て、先ほど議案第20号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」が可決されましたことから、本日、農業委員会から委嘱状を交付するものであります。 任期は、令和 8 年 8 月 1 日から令和11年 7 月31日までの 3 年間となります。 それでは、これより会長が委嘱状の交付を行います。 会長、よろしくお願いいたします。 (会長が登壇)
新山事務局長	湯沢地域の方から順にお名前をお呼びしますので、呼ばれた方は登壇していただき、農業委員会会長より辞令書をお受け取りください。 (湯沢地域から順に名前を読み上げる)
議 長	<推進委員18名に、一人ずつ委嘱書を交付>
新山事務局長	ありがとうございました。 以上を持ちまして、委嘱状交付式を終了いたします。
議 長	それでは、推進委員の皆さんから自己紹介をしていただきたいと思います。渡部 智幸 さんから順に地域名と氏名を紹介願います。 (各農地利用最適化推進委員が自己紹介)
議 長	会議を再開します。(午後 3 時33分)
議 長	次に、議案第21号「運営委員会委員の選任について」、議案第22号「農地対策専門委員会委員の選任について」及び議案第23号「農業者年金加入推進

議長	部長の選任について」は関連がありますので、一括して議題といたします。 事務局の説明を求めます。
新山事務局長	(新山事務局長、挙手) 新山事務局長 議案第21号「運営委員会委員の選任について」、湯沢市農業委員会運営委員会設置規程第2条に基づき、地域ごとに1人の運営委員の選任を要する。 令和8年8月3日提出。 運営委員につきましては、農業委員会の円滑な運営を期するため、湯沢市農業委員会運営委員会設置規程により設置することとなっており、構成委員は会長、会長職務代理者ほか市町村合併以前の旧4地域に所属する委員が互選した委員各1名の計6名によるものとなっております。 別綴り資料の②、湯沢市農業委員会運営委員会設置規程第1条及び第2条に規定されておりますので、ご確認願います。 次に、議案第22号について説明いたします。 議案第22号「農地対策専門委員会委員の選任について」、次の事項について、審議等を行うために農地対策専門委員会委員の選任を要する。令和8年8月3日提出。 農地対策専門委員会につきましては、重要な事項の立案、調査等のため、湯沢市農業委員会会議規則第15条の規定に基づき設置していただくものです。 構成委員等につきましては、議案書5ページ下段1に記載のとおり、農業委員より地域ごとに1人と会長、会長職務代理者、農地利用最適化推進委員より地域ごとに1人の計10名により構成し、審議を行っていただく事項につきましては、下段2の(1)から(3)に関する事項となります。 次に、議案第23号について説明いたします。 議案第23号「農業者年金加入推進部長の選任について」農業者年金業務指導等事業実施要綱(令和5年4月3日付5独農年企第5号)に基づき、地域ごとに1人の農業者年金加入推進部長の選任を要する。令和8年8月3日提出。 農業者年金加入推進部長につきましては、農業者年金の加入促進を図るため、農業委員より地域ごとに1人の選任をお願いするものです。 説明は以上です。
議長	説明が終わりました。何かご質問はございませんか。 (質問なしの声あり)

議 長	ないようですので、運営委員会委員、農地対策専門委員会委員及び農業者年金加入推進部長の選任につきましては、地域ごとに協議し、会長と会長職務代理者を除いての選任にはいかがでしょうか。				
	(異議なしの声あり)				
議 長	ご異議ないようですので、地域ごとに協議し選任していただきます。また、推進委員の皆様からも農地対策専門委員として、各地域から1名ずつ4名の選任をお願いします。				
	ここで、暫時休憩します。(午後3時37分)				
新山事務局長	委員の皆様は、地域ごとに分かれて、ご協議願います。				
	(地域ごとに分かれて会場内で協議)				
議 長	会議を再開します。(午後3時48分)				
	それでは、選任していただいた運営委員、農地対策専門委員及び農業者年金加入推進部長を、事務局に発表していただきます。				
議 長	(新山事務局長、挙手)				
	新山事務局長				
新山事務局長	それでは、発表いたします。				
	運営委員は、	湯沢地域	1番	宮原 正明	委員、
		稲川地域	2番	沓澤 弥	委員、
		雄勝地域	8番	由利 幸悦	委員、
		皆瀬地域	6番	高橋 郁夫	委員、
	農地対策専門委員は、	湯沢地域	11番	水戸 義昭	委員、
		稲川地域	9番	高橋 則男	委員、
		雄勝地域	16番	川崎 秀悦	委員、
		皆瀬地域	3番	麻生 良子	委員、
	年金加入推進部長は、	湯沢地域	14番	佐藤 昇	委員、
		稲川地域	10番	福島 富子	委員、
		雄勝地域	13番	加藤 艶子	委員、
		皆瀬地域	3番	麻生 良子	委員、
	推進委員からの農地対策専門委員は、渡部 秀朗 委員、高橋 忠義 委員、石川 和彦 委員、高橋 昇 委員の4名が選任されました。				

議 長	ただ今、それぞれ選任されました運営委員 4 名、農地対策専門委員 8 名及び年金加入推進部長 4 名について、それぞれ決定させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議ないものと認め、このように決定させていただきます。 ここで、農地対策専門委員会の委員長と副委員長を決めていただきますので、暫時休憩します。 (午後 3 時 51 分) (農地対策専門委員は、別室で協議)
議 長	会議を再開します。 (午後 3 時 55 分) それでは、農地対策専門委員会の委員長と副委員長を事務局より報告させていただきます。 (新山事務局長、挙手)
議 長	新山事務局長
新山事務局長	農地対策専門委員会の委員長と副委員長について、ご報告いたします。 委員長には、11 番 水戸 義昭 委員、副委員長には、16 番 川崎 秀悦 委員が選任されました。
議 長	ただ今、農地対策専門委員会委員長、副委員長が報告されました。農地対策専門委員会の皆さまには、ご難儀をおかけしますが、よろしくお願いいたします。 次に、議案第 24 号「専門委員会委員の選任について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 (新山事務局長、挙手)
議 長	新山事務局長
新山事務局長	議案第 26 号「専門委員会委員の選任について」湯沢市農業委員会会議規則第 15 条及び第 16 条に基づき、専門委員会委員の選任を要する。令和 8 年 8 月 3 日提出。 議案書 8 ページをご覧ください。湯沢市農業委員会会議規則第 15 条の「専門委員会の設置」及び第 16 条の「組織」の運用については、平成 20 年 8 月 12 日から適用されている内規において、1 第 15 条の「重要な事項の立案、調査等のため」とは、次に掲げるような審議を行うために設置する。という規定

	となっており、本議案においては、(1)「各種建議・要望・答申の意見取りまとめ」について審議を行うための専門委員会を設置していただくものであります。 なお、建議・要望等の意見の取りまとめを審議する専門委員会は、例年、「秋田県農業委員会大会への要請事項の取りまとめ」と「市長への農業施策に関する要望事項の取りまとめ」について、年に2回設置されていることから、3年の任期期間中、6回の専門委員会の設置を予定しております。 次に、平成20年8月12日から適用されている内規において、2第16条の「専門委員会は12人以内を持って組織する」の取扱いにあたっては、「会長を除く委員で構成し、地域性や委員の全体的バランスを考慮して、概ね議席番号順に選任するものとする。」と規定されており、本議案につきまして、地域性等を考慮のうえ先ほど決定した議席番号順に選任させていただいてよろしいかお伺いいたします。説明は以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありましたが、専門委員会委員については、議席番号順に選任することでご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議ないものと認めます。それでは、事務局から専門委員を選任していただきます。
議 長	(新山事務局長、挙手) 新山事務局長
新山事務局長	それでは、地域ごとに議席番号順に専門委員を選任させていただきます。 第1専門委員会は、 湯沢地域 宮原 正明 委員、大沼 功太郎 委員、佐藤 栄子 委員、 稲川地域 杳澤 弥 委員、 雄勝地域 由利 幸悦 委員、 皆瀬地域 麻生 良子 委員、 第2専門委員会は、 湯沢地域 水戸 義昭 委員、佐々木 昇 委員、 稲川地域 後藤 長務 委員、高橋 則男 委員、 雄勝地域 加藤 艶子 委員、 皆瀬地域 高橋 郁夫 委員、 第3専門委員会は、 湯沢地域 佐藤 昇 委員、高橋 一寿 委員、高橋 敬悦 委員、 稲川地域 福嶋 富子 委員、加藤 エリ子 委員、 雄勝地域 川崎 秀悦 委員、

		を選任させていただきます。
議	長	ただ今、それぞれの専門委員会委員が選任されましたが、このように決定させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	ご異議ないものと認め、決定させていただきます。 次に、議案第25号「秋田県農業会議普通会员の承認について」を議題いたします。事務局の説明を求めます。
議	長	(新山事務局長、挙手) 新山事務局長
新山事務局長		議案第25号「秋田県農業会議普通会员の承認について」秋田県農業会議定款第6条第4項第1号に規定する秋田県農業会議普通会员の承認を求める。令和8年8月3日提出。 本案件につきましては、秋田県農業会議の定款第6条第4項第1項において、「普通会员は、農業委員会の会長又は農業委員会が指名した委員とする」と規定されております。これにより、普通会员を会長とするか、農業委員会が指名した委員とするかをご審議いただき承認を求めるものであります。説明は以上です。
議	長	説明が終わりました。普通会员を会長とするか、又は指名した委員にするかについて、ご意見をお願いします。 (会長の声あり)
議	長	会長という声がありますが、他にありますか。 (なしの声あり)
議	長	なければ、会長が秋田県農業会議普通会员になることについて、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、会長が秋田県農業会議普通会员になることを承認することに決定いたします。 以上をもちまして、全日程を終了いたしました。長時間にわたりご協力あ

りがとうございました。

これで総会を閉会させていただきます。

(閉会宣言 午後4時1分)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ない
ことを認め署名押印する。

令和8年8月3日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 1番 宮原正明 

署名委員 2番 水澤 弥 